新(改訂後)	旧 (改訂前)	備考欄
[総則]	[総則]	
第 1 章	第 1 章	
地震災害対策の計画的推進	地震災害対策の計画的推進	
第1節 計画の目的及び位置付け	第1節 計画の目的及び位置付け	
1 計画の目的及び基本方針	1 計画の目的及び基本方針	
(P1)	(P1)	
(2) 計画の基本方針	(2) 計画の基本方針	
ア 地震防災対策整備の視点	ア 地震防災対策整備の視点	
この計画は、策定にあたり東日本大震災、阪神・淡路大震災、	この計画は、策定にあたり東日本大震災、阪神・淡路大震災、	
平成 28 年熊本地震、 <mark>令和 6 年能登半島地震</mark> の教訓等を踏まえ、基	平成 28 年熊本地震の教訓等を踏まえ、基本的に次のような視点に	・ 能登半島地震の
本的に次のような視点に立っています。	立っています。	教訓等を反映す
		るため
(ウ) 重点対策	(ウ) 重点対策	
平成23年3月11日に発生した東日本大震災を踏まえ、津波対策を始	平成23年3月11日に発生した東日本大震災を踏まえ、津波対	
めとした重点対策を進めてきましたが、平成28年熊本地震、令和6年	策を始めとした重点対策を進めてきましたが、平成 28 年熊本地震	
<mark>能登半島地震</mark> が発生し、新たな課題や教訓も散見されました。そこ	が発生し、新たな課題や教訓も散見されました。そこで、東日本	
で、東日本大震災以降の重点対策の進捗や課題を踏まえて、以下の重	大震災以降の重点対策の進捗や課題を踏まえて、以下の重点対策	
点対策を設定します。	を設定します。	

新(改訂後) 備考欄 旧(改訂前) a 津波対策の充実 a 津波対策の充実 最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守るこ 最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守るこ とを最優先として、住民等の避難を軸に住民の防災意識の とを最優先として、住民等の避難を軸に住民の防災意識の 向上、的確な避難情報の発令や避難誘導、津波避難計画等 向上、的確な避難情報の発令や避難誘導、津波避難計画等 のソフト対策を推進するとともに、数十年から百数十年に のソフト対策を推進するとともに、数十年から百数十年に 一度程度発生する津波に対しては、相模灘沿岸海岸保全基 一度程度発生する津波に対しては、相模灘沿岸海岸保全基 本計画を踏まえ、護岸整備等のハード対策により、津波対 本計画を踏まえ、護岸整備等のハード対策により、津波対 策を充実します。 策を充実します。 b 避難対策の充実 b 避難対策の充実 避難所以外の避難者の把握等情報収集体制の強化や自 避難所以外の避難者の把握等情報収集体制の強化や自 主防災組織や地域住民と連携した避難体制の確保など避難 主防災組織や地域住民と連携した避難体制の確保など避難 対策を充実します。 対策を充実します。 c 物資の調達、供給体制の強化 c 物資の調達、供給体制の強化 物資供給を円滑に行うため、物流事業者との協定締結 物資供給を円滑に行うため、物流事業者との協定締結 や災害対策本部の関係部班や協定締結先との連携を強化す や災害対策本部の関係部班や協定締結先との連携を強化す るなど、物資の調達、供給体制を強化します。 るなど、物資の調達、供給体制を強化します。 d 災害対策本部組織の強化 d 災害対策本部組織の強化 災害発生後に被害の最小化及び迅速な回復を図るた 災害発生後に被害の最小化及び迅速な回復を図るた め、災害対策本部の意思決定を補佐する災害対策戦略室 め、災害対策本部の意思決定を補佐する災害対策戦略室 能登半島地震の 及び各部の対応力強化、組織横断的な対応、関係機関と 及び各部の対応力強化、組織横断的な対応、関係機関と 教訓等 の連携強化、受援体制の構築を図ります。 の連携強化を図ります。 2 計画の位置付け、構成等 2 計画の位置付け、構成等 (2) 他の計画等との関係 (2) 他の計画等との関係 イ 市の総合計画及び平塚市国土強靱化地域計画との関係 イ 市の総合計画及び平塚市国土強靱化地域計画との関係

新(改訂後)	旧(改訂前)	備考欄
この計画に係る本市所管の施策又は事業等については、「平塚市総	この計画に係る本市所管の施策又は事業等については、「平塚	· 平塚市総合計画
合計画~ひらつか VISION~」及び「平塚市国土強靱化地域計画」に位	市総合計画~ひらつかNEXT~」及び「平塚市国土強靱化地	策定に伴い
置付け、実施するものとします。	域計画」に位置付け、実施するものとします。	
第2節 本市の概況	第2節 本市の概況	
1 自然的条件	1 自然的条件	
(5) 気象	(5) 気象	
本市は、日本海流の影響をうけるため温暖な海洋性の気候となって	本市は、日本海流の影響をうけるため温暖な海洋性の気候となって	
います。1~2月の寒冷期の気温でさえも平均気温4~7度であり、	います。 $1\sim 2$ 月の寒冷期の気温でさえも平均気温 $4\sim 7$ 度であり、	
冬も温暖です。また、7~8月の盛夏期では平均気温 25~27 度で比較	冬も <mark>割合</mark> 温暖です。また、7~8月の盛夏期では平均気温 25~27 度で	
的涼しいです。	比較的涼しいです。	
2 社会的条件	2 社会的条件	
(今後、最新の情報に更新)	(今後、最新の情報に更新)	
第3節 地震被害の想定	第3節 地震被害の想定	
(P14)	(P14)	
(2) 想定地震の一覧	(2) 想定地震の一覧	
モーメント 県内で想	モーメント 県内で想	
No 想定地震名 マグニチ 定される 発生確率	No 想定地震名 マグニチ 定される 発生確率	
ュート、最大震度	ュート・最大震度	
県西地域(南海トラフの	県西地域(南海トラフの	
4 東海地震 8.0 で震度6 地震は30年以内	4 東海地震 8.0 で震度6 地震は30年以内	
弱 70%~80%)	弱 70%~80%程	

			半琢巾	地域防災計画	(地	震災害对策計画	引)新	旧对照	<b></b>	
	亲	折(改訂	後)			IE	1(改訂	前)		備考欄
5	南海トラフ巨大地震	9.0	県西地域 で震度 6 弱	(南海トラフの 地震は30年以内 70%~80%)					度)	
	(平成 中の発生確率については て(地震調査研究推進ス	、「長期記	評価による地質		5	南海トラフ巨大地震	9.0	県西地域 で震度 6 弱	(南海トラフの 地震は30年以内 70%~80%程 度)	
会議首	都直下地震モデル検討会	会報告書	(内閣府:平	成 25 年 12 月)」		(平成	27 年神	奈川県地震被	(害想定調査による)	
などに 第6節	よる評価。 防災関係機関等の責務			は業務	告書(	生確率については、「中5 (内閣府:平成25 年12		議首都直下地	也震モデル検討会報	
		(P22)	)		などに	よる評価。				
(4)	申奈川県 企業庁平塚水道営業所 ₹ 地震災害時における		)確保		第6節	i 防災関係機関等の責務	务と処理 (P22)		<b>ては業務</b>	
,	イ 水道施設の調査及び	復旧			,	神奈川県 	, ,			
1	カー市が行う応急給水活	動への協	<b>强力</b>		, ,	企業庁平塚水道営業所 ア 地震災害時における	飲料水の	確保		
(3)	定地方行政機関 関東財務局(横浜財務等 ア <mark>災害発生時(災害が</mark>		ス芸伏州が卓に	↑塩 <i>会も、今ね</i> ) <i>!~</i>		イ <mark>被災害</mark> 施設の調査及る ウ 市が行う応急給水活動		<b>3</b> 力		
•	おける地方公共団体					定地方行政機関 関東財務局(横浜財務署	事務所)			
	定公共機関 中日本高速道路株式会社	東京支袖	土 <mark>伊勢原</mark> 保全・	サービスセンター	,	ア <mark>災害発生時</mark> における 償貸付等	地方公共	共団体等に対	する国有財産の無	

新(改訂後)	旧(改訂前)	備考欄
	4 指定公共機関	
第 2 章	(9)中日本高速道路株式会社東京支社 <mark>小田原</mark> 保全・サービスセンター	
減災に向けたまちづくり		
(P29)	第 2 章	
	減災に向けたまちづくり	
第1節 計画的な土地利用と市街地整備の推進	(P29)	· 国土交通省防災
《課題》		業務計画との整
○ 被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復	第1節 計画的な土地利用と市街地整備の推進	合
興事前準備の取組が求められています。	《課題》	
	(追加)	
《今後の取組みの方向》		
1 災害に強いまちの形成【まちづくり政策部、都市整備部、土木		<ul><li>防災基本計画と</li></ul>
部】	《今後の取組みの方向》	の整合
災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避	(追加)	
難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等に		
より地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR(生態系を活用		
した防災・減災)」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、		
総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形		
成を図ります。		· 「平塚都市計画
2 災害に強いまちづくり【まちづくり政策部、都市整備部、土木		都市計画区域の
部】		整備、開発及び
だれもが安心して居住することのできる、災害に強いまちづくり	1 災害に強いまちづくり【まちづくり政策部、都市整備部、土木	保全の方針」と
を目指して、「災害危険を軽減する <mark>都市空間の創造</mark> 」、「災害を防御	部】	の整合
し、安全な避難地、避難路を確保する都市構造の創造」、「安全で快	だれもが安心して居住することのできる、災害に強いまちづくり	
適な都市環境の創造」に取り組みます。	を目指して、「災害危険を軽減する土 <mark>地利用への転換</mark> 」、「災害を防	
	御し、安全な避難を可能とする都市施設の再整備」に取り組みま	

新(改訂後)	旧(改訂前)	備考欄
[以降、項番修正]	す。	· 立地適正化計画
6 立地適正化計画に基づく居住誘導【まちづくり政策部】		策定見込みによ
立地適正化計画において、居住誘導区域外とする一部の浸水想定		ij
区域等災害リスクの高いエリアについて、居住誘導区域内への緩や	(追加)	
かな居住の誘導を図ります。		
[以降、項番修正]		
8 復興事前準備【市長室、まちづくり政策部】		
国土交通省の「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」		
の理解や他自治体の取組等の情報収集により復興事前準備の取組を	(追加)	
進めます。		
第2節 防災空間の確保		
《現状》		
○ 本市には公園緑地として <mark>284</mark> か所、 <mark>142.82</mark> へクタールを開設して	第2節 防災空間の確保	
います(令和6年3月31日現在)。	《現状》	
	○ 本市には公園緑地として <mark>282</mark> か所、142.06 ヘクタールを開設し	
第3節 公共施設の安全対策、防災機能の強化	ています(令和 <mark>4</mark> 年3月31日現在)。	
《現状》		
○ 下水道施設については、新設及び既設管路やポンプ場等を、	第3節 公共施設の安全対策、防災機能の強化	
現行の耐震基準に則した整備並びに改築・更新を進めていま	《現状》	
す。	○ 下水道施設については、新設する管路及びポンプ場等の下水	
《課題》	道施設は耐震基準を満たした施設を整備しています。	
○ 災害時の救急活動や支援物資の運搬などが円滑に進むよう、		
広域幹線道路網の多重性を確保する必要があります。	《課題》	
	○ 災害時の救急活動や支援物資の運搬などが円滑に進むよう、リ	
《今後の取組みの方向》	ダンダンシーの確保を国、県に対し働きかける必要がありま	

新(改訂後)	旧(改訂前)	備考欄
11 下水道施設の耐震化【土木部】	す。	
過去の様々な地震災害における下水道施設の被害を踏まえ、管路	《今後の取組みの方向》	
及びポンプ場等の耐震化を計画的に進めます。	11 下水道施設の <mark>設備</mark> 【土木部】	
	過去の様々な地震災害における下水道施設の被害を踏まえ、管路	・ 関係機関からの
14 停電対策【関係部局】	及びポンプ場等の <mark>耐震化に努めます</mark> 。	意見
大規模停電に備え、太陽光発電設備 <mark>等の再生可能エネルギーシス</mark>		
テムを含む自立・分散型エネルギーシステムの検討や発電機、及び	14 停電対策【関係部局】	
蓄電池の整備に努めるとともに、事業者との協力体制を構築しま	大規模停電に備え、太陽光発電設備や発電機、及び蓄電池の整備	
<b>क</b> े.	に努めるとともに、事業者との協力体制を構築します。	
<ul><li>第4節 津波対策</li><li>《現状》</li><li>○ 大津波警報、津波警報、津波警報、津波警報が発表された場合、防災 行政無線や緊急速報メール等により、情報を配信します。</li></ul>	第4節 津波対策 《現状》	
○ 津波ハザードマップを利用した「逃げ地図」を関係自治会と ともに作成し、市ウェブサイトに公開するなど、迅速な避難行 動がとれるよう、津波に対する知識の啓発に活用しています。	<ul><li>○ 大津波警報、津波警報が発表された場合、防災行政無線や緊急 速報メール等により、情報を配信します。</li><li>○ 津波ハザードマップを改訂し、迅速な避難行動がとれるよう、</li></ul>	
○ 津波浸水想定区域及びその周辺地区を対象に、津波発生時に 自宅等から津波浸水想定区域外までの避難経路の検討及び避難 に要する時間を把握することで、実災害時における適切な避難 行動に繋げるため、津波避難訓練を実施しています。	津波に対する知識の啓発に活用しています。 (追加)	
《課題》		
○ 地域の状況に応じた新たな津波避難ビルの協定締結の検討が		
必要です。	《課題》	
(削除)	○ 津波避難ビルの協定締結による拡充が必要です。	

新(改訂後)	旧(改訂前)	備考欄
		・神奈川県の相模
	○ 一部の津波浸水想定区域については防災意識を高める区域等の	灘沿岸海岸保全
《今後の取組みの方向》	検討が必要です。	基本計画におい
2 防潮機能の強化【産業振興部、都市整備部】		て、平塚新港防
新港周辺地区における津波対策として、新港における防潮堤の拡	《今後の取組みの方向》	潮堤高は基準を
<b>充や基盤整備等の必要性を検証し、防潮機能の確保に努めます。</b>	2 防潮機能の強化【産業振興部、都市整備部】	満たしているた
	新港周辺地区における津波対策として、新港における防潮堤の拡充	め
	や必要な基盤整備を行うことにより防潮機能の強化に努めます。	
(削除)		
	4 津波避難訓練の実施【市長室】	
	津波浸水想定区域及びその周辺地区を対象に、避難経路や避難に	
4 津波防災知識の普及、啓発【市長室】	係る時間を把握するなど避難方法を身に付けるとともに、津波から	
広報紙、パンフレット等の広報媒体を利用するとともに、講演	の早期避難意識を高めるため、津波避難訓練を実施します。	
会、防災訓練等においては津波ハザードマップの周知や逃げ地図を	5 津波防災知識の普及、啓発【市長室】	
活用するなどし、津波に関する正しい知識の普及、津波対策の周知	広報紙、パンフレット等の広報媒体を利用するとともに、講演	· 立地適正化計画
等を行います。	会、防災訓練等のあらゆる機会をとらえて、津波に関する正しい知	策定見込みによ
また、立地適正化計画において、浸水想定区域等の中で災害リス	識の普及、津波対策の周知等を行います。	Ŋ
クの高いエリアに対して指定する災害配慮重点区域について、災害		
リスクの周知や安全に配慮した居住方法の理解促進を図ります。		
(削除)		
	6 津波ハザードマップの周知【市長室】	
5 津波避難ビルの指定拡充【市長室】	県が平成27年に発表した津波浸水想定図に基づき改訂した津波	
既存の津波避難ビルの協定を継続するとともに、地域の状況に応	ハザードマップの市民への周知や避難訓練等での活用を図ります。	

新(改訂後)	旧(改訂前)	備考欄
じて新たな津波避難ビルの協定締結を検討します。	7 津波避難ビルの指定拡充【市長室】	
	津波浸水想定区域、バッファゾーンについて、引き続き津波避難	
(削除し、「4 津波防災知識の普及、啓発」と統合)	ビルの協定締結を拡充します。	
	8 立地適正化計画に基づく津波対策【まちづくり政策部】	
	立地適正化計画において、一部の津波浸水想定区域等災害リスク	
[以降、項番修正]	の高いエリアについて、防災意識を高める区域指定を検討し、津波	
	対策の充実を図ります。	
9 海岸エリアにおける津波避難施設の整備等【都市整備部】		
「ひらつか海岸エリア魅力アップチャレンジ」 <mark>に基づく湘南海岸</mark>		
公園龍城ケ丘ゾーン整備・管理運営事業によって整備する公園にお	12 海岸エリアにおける津波避難施設の整備等【都市整備部】	
いて、公園利用者等の安心・安全対策として、津波避難施設の整備	「ひらつか海岸エリア魅力アップチャレンジ」に基づき、龍城ヶ	
を進めます。	丘プール跡地において、海岸利用者の安心・安全対策として、津波	
	避難施設の整備や検討を進めます。	
第5節 崖崩れ対策等の推進		
《現状》		
(削除)	第5節 崖崩れ対策等の推進	
	《現状》	
	〇 土石流危険渓流	
〇 土砂災害警戒区域等	平成 12 年~14 年度に実施した県の危険箇所調査による土石流危険	
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、発生原因となる	渓流は17渓流となっています。	
自然現象で分類すると、急傾斜地の崩壊は95区域(他市町との重複	〇 土砂災害警戒区域等	
箇所含む)、土石流は19区域となっています。	県が令和2年1月に発表し、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別	
	警戒区域は、発生原因となる自然現象 <mark>の種類で、</mark> 急傾斜地の崩壊は	
第6節 ライフラインの安全対策	<mark>94</mark> 区域、土石流は 19 区域となっています。	
《現状》		

平塚市地域防災計画	」(地震災害对策計画)新旧对照表	
新(改訂後)	旧(改訂前)	備考欄
○ 県企業庁では、災害用に配水池を指定して、 <mark>飲料水の確保をする</mark>	第6節 ライフラインの安全対策	
とともに、配水池や管路などの水道施設の耐震化を進めていま	《現状》	
す。	○ 県企業庁では、災害用に配水池を指定して、 <mark>飲料水の確保をする</mark>	
○ 市では、下水道施設を新設するとともに、既設管路及びポンプ	こととしている他、主要水道設備の耐震化を進めています。	
場等の現行耐震基準に即した整備や改築・更新を進めています。		
	○ 市は下水道施設について耐震設計による整備を進めています。	
《課題》		
○ 東日本大震災や <mark>阪神・淡路大震災</mark> では、ライフライン施設に		
被害が生じ、復旧に時間を要しました。よって、ライフライン	《課題》	
施設の早期復旧が必要となっています。	○ 東日本大震災や <mark>令和6年能登半島地震</mark> では、ライフライン施設	
	に被害が生じ、復旧に時間を要しました。よって、ライフライン	
第 3 章	施設の早期復旧が必要となっています。	
平常時の対策		
(P43)	第 3 章	
第1節 災害時情報の収集・提供体制	平常時の対策	
《現状》	(P43)	
1 市防災行政無線(固定系)	第1節 災害時情報の収集・提供体制	
市防災行政無線(固定系)は、災害対策放送室の基地局から市内	《現状》	
全域に屋外拡声放送ができる装置を持ち、その速報性は緊急放送等	1 市防災行政無線(固定系)	
の広報媒体として効果的です。また、各受信所 <mark>における</mark> 個別 <mark>放送</mark> や	市防災行政無線(固定系)は、災害対策放送室の基地局から市内	
グループ放送も可能となっています。 <mark>無線局については、「平塚市防</mark>	全域に屋外拡声放送ができる装置を持ち、その速報性は緊急放送等	
災行政無線局管理運用規程」等に基づき、管理及び運用を行ってい	の広報媒体として効果的です。また、 <mark>各受信所の個別やグループ放</mark>	
ます。	送も可能となっています。	
なお、受信所のほか災害発生時の補完的措置として、防災行政無	なお、受信所のほか災害発生時の補完的措置として、防災行政無	
線の情報を受信するラジオや戸別受信機(以下、「防災ラジオ等」と	線の情報を受信するラジオや戸別受信機(以下、「防災ラジオ」とい	

半塚巾地域防災計画	( <b>地震災</b> 害对束計画 <i>)</i>	
新 (改訂後)	旧(改訂前)	備考欄
いう。)を自主防災組織、公共施設等に配置し、災害情報伝達体制の	う。)を自主防災組織、公共施設等に配置し、災害情報伝達体制の充	
充実を図っているほか、防災行政無線と連動した一斉情報配信シス	実を図っています。	
テムを運用することで、迅速な情報提供の体制を整備しています。	無線局については、「平塚市防災行政無線局管理運用規程」等に基	
3 県防災行政通信網	づき、管理及び運用を行っています。	
県防災行政通信網は、災害時における <mark>通信手段確保</mark> のため、県機		
関、市町村、関係機関等を結ぶものとして設置され、気象情報、災	3 県防災行政通信網	
害情報等の受伝達に利用されています。 <mark>固定電話に加えてスマート</mark>	県防災行政通信網は、災害時における <mark>情報確保</mark> のため、県機関、	
フォン型端末を使用し、映像伝達機能やウェブ会議が使用可能とな	市町村、関係機関等を結ぶものとして設置され、気象情報、災害情	
っています。また、平常時は、各機関相互の通信手段として活用で	報等の受伝達に利用されています。また、平常時は、各機関相互の	
きます。	通信手段として活用できます。	
5 県災害情報管理システム		
市町村や県の各機関等をオンラインネットワークで結び、災害発		
生時には、市町村等が把握した被害情報を、災害発生当初の速報か	5 県災害情報管理システム	
らその後の詳細な内容まで、リアルタイムで県災害対策本部をはじ	県庁のサーバと市町村等に設置される端末機をオンライン接続	
め、他の防災関係機関で情報共有するためのシステムです。	し、災害情報・被害報告等をリアルタイムで送受信しています。	
7 その他の通信設備等		
(削除)		
	7 その他の通信設備等	
	(1) 携帯電話	
	災害発生時においては、有線及び無線通信とも混乱することが予	
	測され、通信統制も考えらます。このため、通信設備の補完的役割	
[以降、項番修正]	及び情報収集能力の向上を目指し、携帯電話を配置しています。	
( <mark>4</mark> ) 防災ラジオとテレフォンガイド	なお、市立小中学校には災害時優先電話の固定電話があります。	
防災行政無線で放送した内容は、自治会や公共施設に個別に <mark>配付</mark>		
している防災ラジオで自動受信する他、テレフォンガイド <mark>により</mark> 確	(5) 防災ラジオとテレフォンガイド	

新(改訂後)	旧(改訂前)	備考欄
認することができます。	防災行政無線で放送した内容は、自治会や公共施設に個別に <mark>配</mark>	
(5) 緊急速報メール、SNS	<mark>布</mark> している防災ラジオで自動受信する他、テレフォンガイド <mark>で</mark> 確	
緊急速報メール、SNSを通じた災害情報の伝達を行います。	認することができます。	
	(6) 緊急速報メール、ツイッター	
	緊急速報メール、ツイッターを通じた災害情報の伝達を行いま	
○ 情報通信分野におけるデジタル技術の革新が進む中、情報収	す。	
集や救出・救助、被災者支援など、災害対応のあらゆる場面		
で、AIやデジタル技術を活用し、災害対策の高度化を促進す	(追加)	
る、防災におけるDXの推進が必要となっています。		
《課題》		
○ 市民への情報伝達体制を強化するため、防災ラジオ等を自治会や		
公共施設だけでなく、市内全域に普及していく必要があ <mark>る一方、</mark>	《課題》	
スマートフォンの普及によりその他の情報伝達手段への移行も進	○ 市民への情報伝達体制を強化するため、防災ラジオを自治会や公	
めていく必要があります。	共施設だけでなく、市内全域に普及していく必要 <mark>があります</mark> 。	
○ 緊急速報メールやSNS等、様々なツールを使った情報発信		
の効率化が必要です。		
○ <mark>外国籍市民等</mark> への情報提供の確保や支援が必要です。	○ 緊急速報メールや <mark>ツイッター</mark> 等、様々なツールを使った情報発信	
○ 災害の発生状況を地理空間情報や各種デジタル技術を活用し市	の効率化が必要です。	
民へ発信する体制整備が必要です。	○ <mark>外国籍市民</mark> への情報提供の確保や支援が必要です。	
《今後の取組みの方向》	(追加)	
1 庁内情報共有体制の確立【企画政策部、市長室】		
災害対応時に庁内ネットワークや神奈川県災害情報管理システム	《今後の取組みの方向》	
を活用できるよう職員の対応力強化を図ります。	1 庁内情報共有体制の確立【企画政策部、市長室】	
2 情報提供体制の効率化【市長室、関係部局】	災害対応に必要な庁内情報共有システムを導入し、庁内情報共有	

	<b>〕(地震災害対策計画)新旧対照表</b>	
新(改訂後)	旧(改訂前)	備考欄
様々なツールを活用した情報発信により、市民への情報提供	体制の確立を図ります。	
体制の強化を図るとともに、一斉情報配信システムによる迅速	2 情報提供体制の効率化【市長室、関係部局】	
な情報伝達を継続して実施します。	様々なツールを活用した情報発信により、市民への情報提供	
3 ウェブサイト等を活用した情報提供【市長室、関係部局】	体制の強化を図ります。また、即時に伝達できるよう、情報発	
本市ホームページを充実するとともに、スマートフォンの普及	信の自動化を図ります。	
に応じた登録制メールやSNSによる情報配信、テレフォンガ	3 パソコン等通信機器を活用した情報提供【市長室、関係部局】	
イドといった補完する情報ツールが多岐にわたり整備されてい	本市ホームページを充実するとともに、インターネットや携帯電	
ることから、これらの周知も行います。	話等を利用した情報提供体制の強化を図ります。	
4 県防災行政通信網の活用【市長室】		
県防災行政通信網は有線系・衛星系の2系統で構成されており、		
災害時においても信頼性の高い通信手段であり、情報収集提供に積	4 県防災行政通信網の活用【市長室】	
極的に活用するとともに、訓練等によって有効性等を検証します。	県防災行政通信網は有線系・衛星系の2系統で構成されており、	
6 防災行政無線(固定系)の活用【市長室】	災害時においても信頼性の高い通信手段であり、情報収集提供に積	
防災行政無線(固定系)を活用した市民への情報伝達体制の	極的に活用するとともに、訓練等によって <mark>検証します。</mark>	
強化を図ります。また、難聴箇所の把握に努め、スピーカーの	6 防災行政無線(固定系)の活用【市長室】	
高性能化や配置の見直しを実施します。合わせて、登録性メー	防災行政無線(固定系)を活用した市民への情報伝達体制の強化	
ルやSNS、テレフォンガイド等、補完する情報ツールの周知	を図ります。また、難聴箇所の把握に努め、スピーカーの <mark>調整等を</mark>	
に努めます。	実施します。なお、テレフォンガイド等、補完する情報ツールの周	
7 防災ラジオの <mark>配布継続</mark> 【市長室】	知に努めます。	
災害情報をより確実に伝達するため、市内全域を対象とし		
て、防災ラジオの有償配布を <mark>継続</mark> 実施 <mark>します</mark> 。	7 防災ラジオの <mark>拡充</mark> 【市長室】	
	災害情報をより確実に伝達するため、市内全域を対象として、防	
	災ラジオの有償配布を実施し、 <mark>情報伝達体制の強化を図ります</mark> 。	
(P49)		
第3節 救急・救助、消火活動体制		
《課題》	(P49)	

平塚巾地域防災計画	(地震災害对策計画)新旧対照表	
新(改訂後)	旧(改訂前)	備考欄
○ 大規模な地震災害に対応できる消防力を強化するため、常備	第3節 救急・救助、消火活動体制	<ul><li>分団庁舎は耐震</li></ul>
消防と消防団の施設、設備の整備の充実が必要とされていま	《課題》	改修不要と診断
す。	○ 大規模な地震災害に対応できる消防力を強化するため、常	されているため
	備消防と消防団の施設、設備の整備の充実が必要とされて	
	います。特に、分団庁舎のうち旧耐震基準で建てられた庁舎	
	については、早期に耐震改修等を進める必要があります。	
《今後の取組みの方向》		
1 消防力の強化【消防本部】		
(2) 消防ポンプ自動車等の整備	《今後の取組みの方向》	
一般建築物の他、中高層建築物又は危険物施設等の災害に対処する	1 消防力の強化【消防本部】	
ため、消防ポンプ自動車、はしご車、化学消防ポンプ自動車等の特殊	(2) 消防ポンプ自動車等の整備	
車両を整備するとともに計画的な消防車両等の更新を図ります。ま	一般建築物の他、中高層建築物又は危険物施設等の災害に対処するた	
た、小型動力ポンプについても耐用年数にあわせて更新を行います。	め、消防ポンプ自動車、はしご車、化学消防ポンプ自動車等の特殊車	
(3) 消防水利の整備	両など、老朽化した消防車両等の更新を図ります。また、小型動力ポ	
地震動により消火栓の使用不能が予測され、水利としては防火水	ンプについても耐用年数にあわせて更新を行います。	
槽、消防井戸及び河川等の自然水利 <mark>を有効に活用します</mark> 。このため、	(3) 消防水利の整備	
消防水利の設置については充足率の低い地域から順次整備を行い、水	地震動により消火栓の使用不能が予測され、水利としては防火水槽、	
利の確保に努めます。	消防井戸及び河川等の自然水利に頼らざるを得ません。このため、消	
	防水利の設置については充足率の低い地域から順次整備を行い、水利	
3 消防隊等の効率的運用【消防本部】	の確保に努めます。	
災害情報を迅速、的確に処理し、適切な災害活動を行うため、消防		
隊への指令管制は <mark>高機能消防指令システム</mark> により運用しています。 <mark>地</mark>	3 消防隊の効率的運用【消防本部】	
震時の同時多発する災害事案に対応するため、別に定める平塚市警防	都市機能の変化に伴い増大する関連情報を迅速、的確に処理し、適	
規程(以下「警防規程」という。)に基づき、消防隊等の効率的運用を	切な災害活動を行うため、消防隊への指令管制は消防緊急通信指令シ	
図ります。	ステムにより運用していますが、今後、災害時の同時多発火災の発	
	生、道路、橋りょう等の損壊による交通障害等の消防活動条件の最悪	

新(改訂後)	旧(改訂前)	—————————————————————————————————————
WI (WEI EZ)		
	化に対処するため、別に定める平塚市警防規程(以下「警防規程」と	
	いう。)に基づき、消防隊の出動方法、非常時の部隊編成及び応援部隊	
4 消防応援受援体制の整備【消防本部】	の効率的運用等を図ります。	
<mark>大規模災害時には</mark> 本市の保有する消防力では対処できないことも想定 		
されます。このため、県下消防相互応援協定や緊急消防援助隊等の <mark>応</mark>	4 消防広域応援要請方法及び受入体制の整備【消防本部】	
援を受けた場合の受援体制を警防規程に基づき整備し、応援部隊の効	地震時の同時多発火災及び延焼拡大が発生した場合、本市の保有する	
率的運用を図ります。	消防力では対処できないことも想定されます。このため、県下消防相	
	互応援協定に基づく他自治体への応援要請及び消防庁に対する緊急消	
	防援助隊の派遣要請等、警防規程に基づき、受援体制の整備を図	
(P52)	ります。	
第5節 避難対策		
《現状》	(P52)	
〇 大規模災害に備えて、小中学校等を指定避難所(54 か所)とし	第5節 避難対策	
て指定しています。	《現状》	
指定避難所とは、避難した居住者等が災害の危険がなくなるま	〇 大規模災害に備えて、小中学校等を指定避難所(55か所)とし	
で一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった居住者	て指定しています。	
等が一時的に滞在する施設です。指定避難所は、被災者が一時的	指定避難所とは、避難した居住者等が災害の危険がなくなるま	
に避難する指定緊急避難場所としても利用します。	で一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった居住者	
指定緊急避難場所とは、居住者等が災害から命を守るために緊	等が一時的に滞在する施設です。指定避難所は、被災者が一時的	
急的に避難する施設又は場所で、55か所を指定緊急避難場所とし	に避難する指定緊急避難場所としても利用します。	
て指定しています。	指定緊急避難場所とは、居住者等が災害から命を守るために緊	
│ │ ○  避難所等で生活することが困難な避難者を受入れるため、市所	急的に避難する施設又は場所で、56か所を指定緊急避難場所とし	
   有の介護・福祉施設4か所、また、協定締結による県立の特別支	て指定しています。	
援学校4か所を福祉避難所として必要に応じて開設します。	○ 避難所等で生活することが困難な避難者を受入れるため、市所	
○ 災害により鉄道や路線バスなどの公共交通機関の運行が停止	有の介護・福祉施設5か所、また、協定締結による県立の特別支	
した場合の帰宅困難者が発生したときのために、JR平塚駅周辺	援学校4か所を福祉避難所として必要に応じて開設します。	

	<b>〕(地震災害対策計画)新旧対照表</b>	
新(改訂後)	旧(改訂前)	備考欄
に市が協定締結した民間ビルなど 4 か所のほか県が指定する県	○ 災害により鉄道や路線バスなどの公共交通機関の運行が停止し	
有施設2か所を帰宅困難者一時滞在施設として必要に応じて開	た場合の帰宅困難者が発生したときのために、JR平塚駅周辺に	
設します。	市が協定締結した民間ビルなど3か所のほか県が指定する県有施	
○ 大津波警報が発表されたとき、緊急かつ一時的に待避する場所	設2か所を帰宅困難者一時滞在施設として必要に応じて開設しま	
として、公共施設や協定締結した民間ビルなど 78 か所(令和6	す。	
年8月現在)を津波避難ビルとして指定しています。	○ 大津波警報が発表されたとき、緊急かつ一時的に待避する場所	
(削除)	として、公共施設や協定締結した民間ビルなど 77 か所(令和2年	
	4月現在)を津波避難ビルとして指定しています。	
	〇 令和2年6月に避難所における感染症対策マニュアルを策定	
《課題》	し、感染症拡大防止対策に努めています。	
○ 「福祉避難所開設・運営基本マニュアル」に沿った施設ごとの		
「福祉避難所運営マニュアル」について、研修や訓練を通して実	《課題》	
効性を高めていく必要があります。	○ 「福祉避難所開設・運営基本マニュアル」に <mark>沿って施設ごと</mark>	
○ 避難所では多くの避難者が生活するため、感染症が発生すると拡	に、実情に応じた実効性のある福祉避難所運営マニュアルの作成	
大し易いことから、感染	が必要です。	
症拡大防止対策を <mark>引き続き徹底していく</mark> 必要があります。	○ 避難所では多くの避難者が生活するため、感染症が発生すると	
《今後の取組みの方向》	拡大し易いことから、感染症拡大防止対策を <mark>推進する</mark> 必要があり	
4 福祉避難所運営マニュアルの作成推進【福祉部】	ます。	
施設管理者と連携して、研修や訓練を実施し、各施設の「福祉避	《今後の取組みの方向》	
難所運営マニュアル」の実効性を高めていきます。	4 福祉避難所運営マニュアルの作成推進【福祉部】	
	施設管理者と連携して、「福祉避難所開設・運営基本マニュアル」	
	に沿って各施設における実践的な福祉避難所運営マニュアルの作成	
(P54)	に努めます。	
第6節 帰宅困難者対策		
《現状》	(P54)	
(削除)	第6節 帰宅困難者対策	

新(改訂後)	旧(改訂前)	備考欄
	《現状》	
	○ 日本郵便株式会社平塚郵便局との覚書により、災害時において	
《今後の取組みの方向》	は、飲料水やトイレ等施設を帰宅困難者に提供するよう協力を求	
(削除)	めます。	
	《今後の取組みの方向》	
	4 見附台周辺地区整備事業における防災機能の確保【都市整備部、	
	市長室、関係部局】	
	「見附台周辺地区土地利用計画-改訂整備方針-」に基づき建設	
	された平塚文化芸術ホールなどの公共施設について、帰宅困難者用	
(P55)	一時滞在施設をはじめとした防災機能の確保について検討します。	
第7節 要配慮者等のへの対策		
《現状》	(P55)	
○ 避難行動要支援者への対応は、避難行動要支援者避難指針に	第7節 要配慮者等のへの対策	
基づき自治会及び民生委員児童委員等が連携し、 <mark>個別避難計画</mark>	《現状》	
の作成に努めるとともに、特に優先度の高い者については、福	○ 避難行動要支援者への対応は、避難行動要支援者避難支指針に	
祉専門職の参画を得て、作成を進めています。	基づき自治会及び民生委員児童委員等が連携し、個別避難計画の	
《今後の取組みの方向》	作成に努めています。	
1 避難行動要支援者の個別避難計画の作成促進【福祉部、市長室】		
個別避難計画作成の対象となる避難行動要支援者の災害リスクや	《今後の取組みの方向》	
支援の必要性等から優先順位を検討して、自治会や民生委員児童委	1 避難行動要支援者の個別避難計画の作成促進【福祉部、市長室】	
員等と連携して作成を促進します。	個別避難計画作成の対象となる避難行動要支援者の災害リスクや	
また、特に優先度の高い者については、福祉専門職の参画を得	支援の必要性等から優先順位を検討して、自治会や民生委員児童委	
て、作成を進めていきます。	員等と連携して作成を促進します。	
(P57)		
第8節 飲料水、食料及び生活必需物資等の供給対策		

新(改訂後)	旧(改訂前)	備考欄
《現状》	(P57)	
○ 飲料水については、ペットボトルによる現物備蓄を進めていま	第8節 飲料水、食料及び生活必需物資等の供給対策	
す。また、県企業庁が災害用に指定している災害用指定配水池(平	《現状》	
塚配水池等)のほか、協定締結事業者、県または市が設置した非常	○ 飲料水については、ペットボトルによる現物備蓄を進めていま	
用貯水タンク、市立小中学校等の耐震性プールから確保します。	す。また、県企業庁が災害用に指定している災害用指定配水池(平	
	塚配水池等)のほか、協定締結事業者、県または市が設置した非常	
○ 上水道施設の配水管の復旧後においても個人等の敷地内の給水管	用貯水タンク、市立小中学校等の耐震性プールから確保します。 <mark>ま</mark>	
の被害により水道が使えない場合に小中学校等の避難所で使用す	た、各避難所においては消火栓に取り付けるため、臨時給水栓を備	
る、消火栓への取付けが可能な臨時給水栓を備えています。	えています。	
(P59)		
第9節 医療・救護・防疫対策		
《現状》	(P59)	
○ 臨時救護所設置場所には防災備蓄倉庫を設置し、発電機、無線	第9節 医療・救護・防疫対策	
機等を備蓄しています。	《現状》	
	〇 臨時救護所設置場所には防災備蓄倉庫を設置し、 <mark>医療用資機材</mark>	
《課題》	のほか、発電機、無線機等を備蓄しています。	
(削除)		
	《課題》	
《今後の取組みの方向》	○ 「平塚市災害廃棄物等処理計画」の見直しが必要です。	
(削除)	《今後の取組みの方向》	
	9 平塚市災害廃棄物等処理計画の見直し【環境部】	
	東日本大震災の教訓を踏まえ、平塚市災害廃棄物等処理計画を見	
(P62)	直します。	

新(改訂後)	旧(改訂前)	—————————————————————————————————————
	111 (40.11 119)	MIL C., FUN
第10節 教育対策	(200)	
《課題》	(P62)	
(削除)	第10節 教育対策	
	《課題》	
	○ 災害時における児童等の避難、保護に関しては事前に定めた避	
(削除)	難・誘導計画に基づき、防災訓練等を実施し、的確に実施できるよ	
	うにすることが必要です。	
	○ 児童等を主な対象に、安全教育の一環として地震に対する科学的	
	知識、心得、避難方法等についての理解、徹底を図るとともに、教	
《今後の取組みの方向》	職員に対する研修会を開催するなどして、防災教育を充実すること	
2 平塚市学校安全・防災計画(地震・津波対策編)の見直し【教育	が必要です。	
委員会】	《今後の取組みの方向》	
平塚市学校安全・防災計画(地震・津波対策編)について、 <mark>必要</mark>	2 平塚市学校安全・防災計画(地震・津波対策編)の見直し【教育	
<mark>に応じて、</mark> 随時見直し <mark>を行い</mark> ます。	委員会】	
3 市立学校等における防災教育を通じた防災知識の普及【教育委員	平塚市学校安全・防災計画(地震・津波対策編)について、 <mark>防災</mark>	
会】	訓練等の検証結果を踏まえ、随時見直します。	
市立学校等における防災教育を通じて、児童等に対して地域の災	3 市立学校等における防災教育を通じた防災知識の普及【教育委員	
害リスクや避難方法等の実践的な正しい知識を教え、心得とともに	会】	
理解の徹底を図ります。	市立学校等における防災教育を通じて、児童等に対して地域の災	
また、事前に定めた避難・誘導計画に基づき防災訓練等を実施	害リスク等の必要な知識を教える等、実践的な正しい防災知識の普	
し、避難、保護に関して的確に実施できるよう努めます。	及に努めます。	
更には、教職員に対する研修会を開催するなどして、防災教育の		
充実に努めます。		
202020-2-0-7-0		
(P63)		
第11節 緊急交通路及び緊急輸送路等の確保対策		

新(改訂後)	旧(改訂前)	備考欄
《現状》	(P63)	
(削除)	第11節 緊急交通路及び緊急輸送路等の確保対策	
	《現状》	
《課題》	○ 総合的な緊急輸送を実施するため、緊急輸送路(陸路、海路、	
(削除)	空路)等の確保をしています。	
(1313)	《課題》	<ul><li>防災基本計画と</li></ul>
《今後の取組みの方向》	○ 緊急通行車両の更新等による事前届出の事務処理の簡素化	の整合
2 緊急通行車両の標章等の災害発生前の交付【市長室】	が必要です。	1 TE I
災害応急対策に従事する車両については、災害発生前に県警察か	《今後の取組みの方向》	
ら緊急通行車両であることの確認を受け、標章と緊急通行車両確認	2 災害対応に従事する車両の通行に関する検討【市長室】	
証明書の交付を受けるよう進めます。	市内のみ走行する災害対応に従事する車両については、緊急通行	
	車両と同等の証明ができるよう検討を進めます。	
(P71)		
第16節 災害ボランティア活動の取組み		
(節内すべて)	(P72)	
災害ボランティアセンター	第16節 災害ボランティア活動の取組み	
次日本プレディア CV グ	(節内すべて)	
(P72)	災害時ボランティアネットワークセンター	
第17節 防災知識の普及		
《現状》	(P73)	
○ 「防災とボランティア週間」(1月15日~21日)に合わせ、防	第17節 防災知識の普及	
災講演会を実施するほか、行政情報掲示板を活用するなど地震・	《現状》	
津波等への備えの啓発を行い、市民の防災意識の高揚を図ってい	○ 「防災とボランティア週間」(1月15日~21日)に合わせ、防	
ます。	災講演会を実施し、また、「防災週間」(8月30日~9月5日)や	

新(改訂後)	旧(改訂前)	備考欄
《今後の取組みの方向》	「津波防災の日」(11月5日)などに関連して、防災パネル展を実	
2 市民等への防災知識の普及【市長室】	施し、市民の防災意識の高揚を図っています。	
(1) 防災意識の把握	《今後の取組みの方向》	
通常の広聴制度の他、必要に応じたアンケート調査や意識調	2 市民等への防災知識の普及【市長室】	
査を通じて、市民等の防災意識の動向や知識の普及状況、防災	通常の広聴制度の他、必要に応じたアンケート調査や意識調査を	
に対する意見や提言等を把握し、訓練や防災講話等に活用する	通じて、市民等の防災意識の動向や知識の普及状況、防災に対する	
ことで防災知識の普及を図ります。	意見や提言等を把握し、訓練や防災講話等に活用することで防災知	
(2) 防災知識の普及啓発	識の普及を図ります。また、過去の被災経験等を基準にした災害に	
過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正	対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取る	
常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸す	べきタイミングを逸することなく適切な行動をとれるよう防災知識	<ul><li>能登半島地震の</li></ul>
ることなく適切な行動をとれるよう防災知識の普及に努めます。	の普及に努めます。	教訓等
また、令和6年能登半島地震を踏まえて、建築物の耐震化促		
進、家具の固定、初期消火、水、トイレ、食料等の備蓄の普及に		
努めます。		
(3) 災害リスクを踏まえた安全な住まい方に関する知識の普及啓		
発		
立地適正化計画において、浸水想定区域等の中で災害リスクの高		
いエリアに対して指定する災害配慮重点区域について、災害リスク		
の周知や安全に配慮した居住方法の理解促進を図ります。		
第18節 防災訓練の実施		
《今後の取組みの方向》		
4 臨時救護所等における訓練【健康・こども部、市長室】	第18節 防災訓練の実施	
災害時に平塚市医師会が市からの要請等に基づき、医療、救護活	《今後の取組みの方向》	
動を実施する場合を想定し、次により医師会等が主体となり実施し	4 臨時救護所等における訓練【健康・こども部、市長室】	
ます。	災害時に平塚市医師会が市からの要請等に基づき、医療、救護活	

一		
新(改訂後)	旧(改訂前)	備考欄
(1) 参加団体	動を実施する場合を想定し、次により医師会等が主体となり実施し	
臨時救護所関係団体	ます。	
(2) 訓練の種類	(1) 参加団体	
ア 医師会災害救護本部設置訓練	臨時救護所関係団体	
医師会事務局内への本部の設置訓練を行います。	(2) 訓練の種類	
イ 臨時救護所等設置訓練	ア 医師会災害救護本部設置訓練	
市長の指示により臨時救護所等が設置されるため、テント等	医師会事務局内への本部の設置訓練を行います。	
の設営及び防災行政無線の開局等の訓練を行います。	イ 臨時救護所設置訓練	
ウ 医師会救護隊等の動員訓練	市長の指示により臨時救護所が設置されるため、テント等の	
市長の要請に基づき、平塚市医師会の医師、平塚歯科医師会	設営及び防災行政無線の開局等の訓練を行います。	
の歯科医師、平塚中郡薬剤師会の薬剤師、平塚市赤十字奉仕団	ウ 医師会救護隊等の動員訓練	
員が臨時救護所に参集する訓練を行います。	市長の要請に基づき、平塚市医師会の医師、平塚歯科医師会	
工 医薬品搬送訓練	の歯科医師、 <mark>薬剤師</mark> 、平塚市赤十字奉仕団員、 <mark>登録看護要員</mark> が	
平塚中郡薬剤師会及び医薬品協定締結事業者による臨時救護	臨時救護所に参集する訓練を行います。	
近への医薬品の搬送訓練 しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう	工 医薬品搬送訓練	
を行います。	平塚中郡薬剤師会及び医薬品協定締結事業者による臨時救護	
オ 負傷者搬送及び応急救護訓練	所への医薬品の搬送訓練	
平塚市赤十字奉仕団による負傷者搬送訓練、臨時救護所配備	を行います。	
職員による受付、医師・歯科医師・薬剤師・赤十字奉仕団員・	オ 負傷者搬送及び応急救護訓練	
市災害対策本部職員による応急救護訓練を行います。	平塚市赤十字奉仕団による負傷者搬送訓練、臨時救護所配備	
	職員による受付、医師・歯科医師・薬剤師・赤十字奉仕団員・	
	登録看護要員・災対本部医療救護部保健師による応急救護訓練	
第 4 章	を行います。	
災害時の応急対策		
【参考資料2参照】	第 4 章	
	災害時の応急対策	

新(改訂後)	旧(改訂前)	備考欄
第 5 章	【本文割愛】	
災害復旧・復興対策		
(P <mark>206</mark> )	第 5 章	
第2節 被災状況の調査	災害復旧・復興対策	
本計画「第4章 災害時の応急対策」において、地震災害発生時に	(P194)	
おける防災関係機関の情報連絡体制、速やかな被害状況等情報の収集	第2節 被災状況の調査	
及び報告体制等について定めていますが、更に、詳細に被災状況を把	本計画「第4章 災害時の応急対策」において、地震災害発生時に	
握し、市街地及び都市基盤施設の復旧・復興の基本方向の決定、応急	おける防災関係機関の情報連絡体制、速やかな被害状況等情報の収集	
住宅対策、生活再建支援など、復旧対策及び復興対策に係わる応急対	及び報告体制等について定めていますが、更に、詳細に被災状況を把	
策を迅速・的確に行うため、被災状況調査を行います。被災状況につ	握し、市街地及び都市基盤施設の復旧・復興の基本方向の決定、応急	
いて概要調査を行うとともに、被害が大きい地区については、被災状	住宅対策、生活再建支援など、復旧対策及び復興対策に係わる応急対	
況の <mark>全数</mark> 調査を行います。また、市民・地権者等の所在確認を早急に	策を迅速・的確に行うため、被災状況調査を行います。被災状況につ	
行います。	いて概要調査を行うとともに、被害が大きい地区については、被災状	
	況の <mark>悉皆(しっかい)</mark> 調査を行います。また、市民・地権者等の所在	
第3節 被災者生活支援	確認を早急に行います。	
【節全体を「第4章 災害時の応急対策」へ移動】	(P197)	
	第3節 被災者生活支援	
	【担 当 部】 各関係部	
	【関係機関】 ライフライン等関係機関 神奈川県 社会福祉協議会	
	被災者の生活復興は、震災前の状態に復元することが第一目標とな	
	りますが、心身や財産、就業場所の被害が甚大なため、元の生活に戻	
	ることが困難な場合があります。そこで、新たな生活を再建するため	
	に、市民、民間機関等と連携し、被災者生活支援を実施します。	

新(改訂後)	旧(改訂前)	備考欄
	1 罹災証明書等の発行	
	(1) 罹災証明の対象等	
	ア 証明の目的及び程度	
	罹災証明は、建物及びその他の物的被害について、災害救助法による	
	各種施策や市税等の減免、被災者生活支援法による支援金の申請等の	
	他、保険の請求等に当たって必要とされる場合、地方自治法第2条に	
	定める防災に関する事務の一環として、被災者の応急的、一時的な救	
	済を目的に市長及び消防署長が確認できる程度の被害について証明す	
	るものとします。	
	イ 証明の項目	
	罹災証明は、災対法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた	
	家屋について、次の項目について証明するものとします。	
	(ア) 家屋の損壊等に関する証明項目	
	a 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らな	
	い(一部損壊)	
	b 流出、床上浸水、床下浸水	
	c その他	
	(イ) 火災に関する証明項目	
	a 全焼、半焼、部分焼、ぼや	
	b 全損、半損、小損	
	c 全水損、半水損、小水損	
	d その他	
	ウ 家屋以外の証明	
	上記に掲げる家屋の損壊及び火災以外の罹災証明は、災害の状況下に	
	あっては、その事実確認等に困難が予測されるため、原則として行わ	
	ないものとします。ただし、市長又は消防署長が特に必要と認める場	

新(改訂後)	旧(改訂前)	備考欄
	合には、その状況下において証明可能な範囲で行うものとします。	
	(2) 発行の手続き等	
	ア 発行事務	
	罹災証明書の発行に関する事務は、総務部被害調査班が行います。た	
	だし、火災に関する罹災証明書の発行事務は、消防部消防署班が行い	
	ます。	
	イ 被害調査の実施と罹災者台帳の作成	
	(ア) 被害調査の実施	
	総務部被害調査班及び消防部消防署班は、罹災証明書の発行に先立	
	ち、必要な被害状況の調査を行います。この場合、専門的な調査を必	
	要とするとき等においては、関係各部又は民間建築関係団体等の協力	
	を得て行うものとします。	
	(イ) 罹災者台帳の作成	
	総務部被害調査班及び消防部消防署班は、上記被害調査の結果をもと	
	に、罹災者台帳(被災者調査票)を作成します。	
	(ウ) 被害調査及び台帳作成の方法	
	被害調査の実施の方法及び調査に基づく台帳の作成の方法	
	については、総務部被害調査班及び消防部消防署班が別に定めます。	
	ウ 証明書の発行	
	(ア) 罹災者台帳に基づく発行	
	罹災証明書の発行は、罹災証明申請書(自然災害関係)によ	
	り被災者の申請を受け、上記罹災者台帳で確認し、罹災証明書(自然災	
	害関係)により行います。ただし、火災関係の罹災証明書の様式は、罹	
	災証明申請書(火災関係)及び罹災証明書(火災関係)とします。	
	(イ) 再調査等の実施	

新(改訂後)	旧(改訂前)	備考欄
	罹災者台帳で確認できない場合又は被災者から証明の内容に不服の申	
	立てがあった場合の必要な再調査等について、別に定めます。	
	(ウ) 証明書の発行は、原則として災害発生の日から 60 日以内に発行	
	します。	
	(エ) 証明書の発行は、原則として1世帯1部とします。	
	(3) 被災家屋の判定基準	
	罹災証明を行うに当たっての家屋被害(火災関係を除く)の判定は、	
	「被害の分類及び判定基準」により行うものとします。	
	なお、主管部においては、家屋の被害調査に混乱が生じないよう、事	
	前に被害認定基準の明確化に努めます。	
	(4) 証明手数料	
	罹災証明書の発行手数料は、無料とします。	
	(5) 罹災届出証明	
	見舞金等の申請に際し、罹災証明の対象とならない軽微な被害、及	
	び、落雷による被害等については、罹災届出証明申請書と必要な書類	
	に基づき、被害状況の写真等のみで判断する「罹災届出証明」を発行	
	します。	
	(6) 調査員の育成	
	被害調査実施体制の確保のため、平常時における県が主催する被害状	
	況調査研修への参加とともに、被災後の県が実施する住家被害の調査	
	や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会や応援職員受入れ	
	の際に研修を実施するなど調査員の育成に努めます。	
	(7) 応援要請	
	迅速な被害調査の実施と遅滞ない罹災証明書発行のため、発災	
	初期において、被害状況の概要を把握した段階で、被害の規模が大き	
	く被害調査及び罹災証明書発行を行うための人員不足が見込まれる場	

新(改訂後)	旧(改訂前)	備考欄
	合は、協定団体及び県へ直ちに応援要請し、実施体制の早期確保に努	
	めます。	
	2 生活再建支援	
	(1) 臨時市民相談窓口の開設	
	ア 臨時市民相談窓口の開設	
	被災市民の生活の立直しを援護し、市民の自力復興を援助するため、	
	特に専門的な対	
	応が必要な場合は、関係所管部又は関係機関等と連携し、当該事務処	
	理のための臨時市	
	民相談窓口を開設します。	
	イ 取り扱う事務の内容	
	臨時市民相談窓口の取り扱う事務は概ね次のとおりとしますが、災害	
	の状況等により	
	必要に応じて取り扱うものとします。	
	(ア) 住宅	
	(イ)福祉	
	(ウ) 保健・医療	
	(エ) 教育	
	(オ) 労働	
	(カ) 金融	
	(キ) その他被災者の生活再建に関する必要事項	
	ウ 事務の分担	
	(ア) 臨時市民相談窓口の設置及び運営に関する総括事務は、総合対	
	策部広聴班が行います。ただし、災害対策本部を設置してない場合又	
	は廃止された場合は市民情報・相談課が行います。	

新(改訂後)	旧(改訂前)	備考欄
	(イ) 各分野における相談事務は、それぞれの事務を所管する部が関	
	係機関等と協力し、	
	処理します。	
	(ウ) 各部に関係する相談については、総合対策部広聴班が必要に応	
	じて調整します。	
	エ 窓口設置の場所	
	総合対策部広聴班は、臨時市民相談窓口を原則市庁舎本館内に設置し	
	ますが、市庁舎本館に支障がある場合、又は必要がある場合は他の公	
	共施設を利用して設置します。また、災害の状況等により、必要な場	
	合は市域内に分散して設置します。	
	(2) 避難行動要支援者への情報提供等	
	医療救護部は、相談窓口の開設に当たって、高齢者、障がい者等が適	
	切なサービスを受けられるよう、社会福祉施設等の管理者及び関係機	
	関と連携して、情報の収集及び提供に努めます。	
	また、外国人に対しては、ボランティア部と連携し、可能な限り母国	
	語での対応や「やさしい日本語」による各種の相談や被災後生活情報	
	の発信に努めます。	
	(3) 被災者への精神的支援等	
	医療救護部は、被災を体験したことにより、精神的に不安定になって	
	いる被災者に対し、専用電話等を設け、医師、保健師、ソーシャルワ	
	一カー等が相談に応じるとともに、必要に応じて訪問相談、巡回相談	
	を実施します。	
	(4) 市外避難者への情報提供	
	総務部安否情報班は、ホームページなどの広報媒体を活用し、市外避	
	難者の情報収集に努め、総合対策部広報班は、市外避難者への情報提	
	供を実施します。	

新(改訂後)	旧(改訂前)	備考欄
	なお、住民登録を異動した避難者については、転出先の市町村と連携	
	し、情報提供を実施します。	
	(5) 被災者生活再建支援金の支給	
	医療救護部救護班は、被災者生活再建支援法(平成 10 年法律第 66	
	号)に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、経済的	
	理由等によって自立して生活を再建することが困難となった世帯に対	
	して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、最高	
	300 万円の被災者生活再建支援金を支給します。	
	また、支援金の支給に係る事務手続きは以下のとおりです。	
	ア 市町村は、被害認定、支援金の支給申請に係る窓口業務等を行	
	い、県はこれらをとり	
	まとめ、被災者生活再建支援法人へ送付します。	
	イ 県は、発生した災害が被災者生活再建支援法施行令(平成 10 年政	
	令第 361 号) 第 1 条	
	各号に定める自然災害となることが明白であるか、又はその可能性が	
	あると認められる	
	場合には、必要な事項について市町村からの報告をとりまとめの上、	
	速やかに国及び同	
	法人あてに報告を行います。	
	ウ 県は、市区町村からの報告を精査した結果、発生した災害が同施	
	行令第1条各号に定	
	めるいずれかの自然災害に該当するものと認めた場合には、必要な事	
	項について速やかに国及び同法人あて報告するとともに、公示を行い	
	ます。	
	(6) 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け	
	医療救護部救護班は、災害救助法が適用されるような大規模災害にお	

新(改訂後)	旧(改訂前)	備考欄
	いて、市民の福祉及び生活の安定に資するため、平塚市災害弔慰金の	
	支給等に関する条例(昭和 49 年条例第 30 号。以下本節において「条	
	例」という。) の定めるところにより、災害弔慰金の支給等を行いま	
	す。	
	(7) 弔慰金・見舞金の支給	
	医療救護部救護班は、条例に該当しない災害により市民が死亡した場	
	合、又は市民若しくは本市の区域内に存する住家等の使用者が災害に	
	より被害を受けた場合には、平塚市災害見舞金等支給要綱(以下本節	
	において「要綱」という。)の定めるところにより、弔慰金又は見舞金	
	を支給します。	
	(8) 災害援護資金の貸付	
	災害を受けたことによる困窮から自立更正のために資金を必要とする	
	世帯に対しては、厚生労働省の通知に基づき社会福祉法人神奈川県社	
	会福祉協議会より生活福祉基金貸付けの特例措置を講ずる旨通知があ	
	り、その後、平塚市社会福祉協議会より生活資金等の貸付けが行われ	
	ます。	
	(9) 市税及び国民健康保険税等の減免	
	ア 市税の減免	
	災害により被災した市民(納税義務者)に対しては、平塚市市税条例	
	(平成元年条例第 21 号)の定めるところにより、特に必要があると認	
	めるものについては市民税及び固定資産税を減免します。	
	(ア) 市民税の減免	
	災害を受けた場合で減免を必要とするとき	
	(イ) 固定資産税の減免	
	災害により滅失又は甚大な損害を受けた固定資産	
L	2.27 (2.2.2) (2.3.2) (2.3.2)	

新(改訂後)	旧(改訂前)	備考欄
	イ 国民健康保険税の減免	
	災害により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められ	
	る者に対しては、平塚市国民健康保険税条例(昭和 34 年条例第 16	
	号) の定めるところにより、特に必要があると認める者について国民	
	健康保険税を減免することができます。	
	ウ 介護保険料の減免	
	災害により住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた	
	者に対しては、	
	平塚市介護保険条例(平成 12 年条例第 4 号)の定めるところにより、	
	特に必要があると	
	認めた者について介護保険料を減免することができます。	
	エ その他使用料等の減免	
	大規模な災害の場合には、市民生活への影響等を考慮し、使用料、手	
	数料については、それぞれ条例、規則等で定める減免規定に基づき必	
	要に応じて適切な減免措置を講ずるものとします。	
	(10) 住宅確保の支援	
	住宅・公園部住宅班は、被災者の住宅確保策として、市営住宅への特	
	定入居を実施するとともに、必要に応じて災害市営住宅の建設を行い	
	ます。また、復興過程にあっては、応急仮設住宅の供給や市営住宅の	
	空き家の活用等により被災者の当分の間の居住の安全を図ります。	
	(11) 義援金の受入れ、配分等	
	ア 義援金の受入れ	
	(ア) 義援金の受入れ及び配分事務	
	義援金の受入れ及び配分等に関する事務は、総合対策部財政班が行い	
	ます。	
	(イ) 義援金の受入れ	

新(改訂後)	旧(改訂前)	備考欄
	a 特定義援金の受入れ	
	平塚市又は平塚市長等本市を特定して寄託された義援金(以下「特定	
	義援金」という。)については、総合対策部財政班が受入れ、状況に応	
	じて適切な方法により一時的に保管します。	
	また、特定義援金の寄託を受けた場合は、原則として寄託者に受領書	
	を発行するとともに、その記録、整理を行います。	
	b その他の義援金の受入れ	
	県又は日本赤十字社神奈川県支部等から平塚市相当分として配分され	
	た義援金の受入れ、保管及び記録については、上記aに準じて行うも	
	のとします。	
	イ 義援金の配分、使用	
	(ア) 義援金配分計画の策定	
	a 義援金の受入、配分に関し、市及び県、日本赤十字社神奈川県支	
	部、神奈川県共同募金会等からなる義援金配分委員会を必要に応じて	
	組織し、適切な受入、配分を行います。なお、被災人員等の状況、近	
	隣各市・町の配分基準等を考慮の上、本市の義援金配分計画を策定	
	し、被災者に配分し、又は使用するものとします。	
	b 義援金配分計画策定に関する事務は、総合対策部財政班が医療救	
	護部救護班と協議して行うものとします。	
	(イ) 被災者への配分	
	被災者への義援金の配分に関する事務は総合対策部財政班が行うもの	
	とし、その配分に当たっては、公平かつ迅速を旨とするとともに、必	
	要な場合は自主防災組織等の協力を得て行うものとします。	
	(12) 被災者生活再建に関する支援体制の構築	
	罹災証明書の発行、義援金の給付等多岐にわたる被災者生活再	
	建支援業務における支援の漏れや手続きの重複を防止し、一刻も早い	

新(改訂後)	旧(改訂前)	備考欄
	被災者の生活支援を行うため、被災者生活再建支援の状況を一元的に	
	管理する被災者台帳の作成や被災情報を効率的に処理するシステムを	
(P209)	活用した支援体制の構築に努めます。	
第3節 計画的な災害復旧・復興対策		
(P213)	(P202)	
5 災害復興計画の策定	第4節 計画的な災害復旧・復興対策	
(1) 復興計画で規定すべき事項	(P206)	
復興の基本方針、分野別復興計画の検討結果を踏まえ、復興計	5 災害復興計画の策定	
画(案)を作成します。	(1) 復興計画で規定すべき事項	
復興計画(案)について、関係機関、団体等の意見を聞き、復	復興の基本方針、分野別復興計画の検討結果を踏まえ、復興計	
興計画を作成します。	画(案)を作成します。	
復興計画策定に当たっては、市の総合計画及び平塚市国土強 <mark>靱</mark>	復興計画(案)について、関係機関、団体等の意見を聞き、復	
化地域計画との整合のほか、次の点を踏まえる必要があります。	興計画を作成します。	
	復興計画策定に当たっては、市の総合計画との整合のほか、次	
(第6章を削除)	の点を踏まえる必要があります。	
	(P211)	
	[東海地震]	
	第 6 章	
	東海地震に係る地震防災強化計画	
(P217)	(本文割愛)	
[南海トラフ地震]		
第6章	(P217)	
南海トラフ地震防災対策推進計画	[南海トラフ地震]	
第1節 総則	第7章	
(P219)	南海トラフ地震防災対策推進計画	
4 南海トラフ地震により想定される被害の概要	第1節 総則	

		新(改訂後)		旧(改訂前)	備考欄
(2) 神奈川県地震被害想定調査報告書の南海トラフ巨大地震による			・ラフ巨大地震による	(P232)	
本市の被害	本市の被害想定			4 南海トラフ地震により想定される被害の概要	・ 南海トラフ地震
モーメントマ	グニチュード	(Mw)	9. 0	(2) 神奈川県地震被害想定調査報告書の南海トラフ巨大地震による	臨時情報(巨大
震度ランク			5強	本市の被害想定	地震注意)発表
建物被害	全壊棟数	(棟)	7 0	「第1章 地震災害対策の計画的推進 第3節 地震被害の想定」参照	時の対応等を踏
	半壊棟数	(棟)	480		まえ
火災被害	出火件数	(箇所)	*		
	焼失棟数	(棟)	0		
死傷者数	死者数(人	()	*		
	重症者数	(人)	*		
	中等症者数	文 (人)	6 0		
	軽症者数	(人)	1 1 0		
避難者数	1日目~3日目(人)		1, 130		
	4日目~1週間後(人)		1, 130		
	1ヶ月後	(人)	1, 070		
要配慮者	避難者	高齢者数(人)	1 0 0		
		要介護者数(人)	3 0		
	断水人口	高齢者数(人)	0		
		要介護者数(人)	0		
	家屋被害	高齢者数(人)	170		
	要介護者数(人)		5 0		
帰宅困難者数	直後(人)		20, 200		
	1	日後(人)	20, 200		
	2日後(人)		0		
自力脱出	困難者(要	<b>枚助者)(人)</b>	0		

新(改訂後)		////// ////	旧(改訂前)	備考欄	
	T		1	10 (改訂則)	)
ライフライン	上水道	断水人口(直後)	1 3 0		
		(人)			
	下水道	機能支障人口	4, 290		
		(人)			
	都市ガス	供給停止件数	0		
		(戸)			
	LP ガス	供給支障数(戸)	0		
	電力	停電件数(軒)	157,800		
	通信	不通回線数(回	92,680		
		線)			
エレベーター係	<b>亭止台数(台</b>	<del>)</del>	3 0		
災害廃棄物量	(万トン)		3		
※ 冬18時の想	定。ただし	、津波による被害は済	深夜 0 時の想定。		
※ *:わずか	(計算上0.	5以上10未満) 0:訂	計算上0.5未満は0と		
した。					
※ 要配慮者の	うち、高齢	者は75歳以上を、要な	个護者は要介護3以上		
を対象として	ている。				
※ 都市ガスの	供給停止件	数は、地震による被害	<b>통が大きいと推定され</b>		
る地域全体	の安全を確	保するために、ガスの	の供給を停止する件数		
です。					
(平成 27 年神奈川県地震被害想定調査による)			被害想定調査による)		
第4節 時間差	第4節 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項		等に関する事項		
5 南海トラフ	地震臨時情	報に対応した防災体制	J		
(2) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合			() が発表された場合	第4節 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項	
				5 南海トラフ地震臨時情報に対応した防災体制	

一场中心场的人们是	1 (地皮火百万米山四) 利山乃深久	
新(改訂後)	旧(改訂前)	備考欄
における災害応急対策に係る措置	(2) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合	
(P228)	における災害応急対策に係る措置	
イ 災害対策本部の設置	(P242)	
市は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)を発表し		
た場合、災害対策本部	イ 災害対策本部の設置	
を設置し、災害対策本部会議を開催することで、南海トラフ地震臨	市は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)を発表し	
時情報(巨大地震警戒)	た場合、災害対策本部	
等の内容について共有するとともに、当面の活動方針を決定しま	を設置し、災害対策本部会議を開催することで、南海トラフ地震臨	・ 南海トラフ地震
す。また、災害対策本部での意思決定を補佐するため、 <mark>必要に</mark>	時情報(巨大地震警戒)	臨時情報(巨大
応じて災害対策戦略室を設置します。	等の内容について共有するとともに、当面の活動方針を決定しま	地震注意)発表
	す。また、災害対策本部での意思決定を補佐するため、 <mark>災害対</mark>	時の対応等を踏
エ 災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等	策戦略室を設置します。	まえ
(イ) 避難状況の収集・報告		
避難班は、 <mark>避難所を開設した場合は、</mark> 避難所配備職員よりM	エ 災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等	
CA無線等により次の情報を収集、集約し、災害対策本部会議	(イ) 避難状況の収集・報告	
で報告するとともに、必要に応じて関係機関に情報提供しま	避難班は、避難所配備職員よりMCA無線等により次の情報	
す。	を収集、集約し、災害対策本部会議で報告するとともに、必要	
	に応じて関係機関に情報提供します。	
第5節 防災訓練計画		
1 防災訓練に関する事項		
関係機関との連携強化や自主防災組織等地域住民の自助・共助に	第5節 防災訓練計画	・ 南海トラフ地震
よる地域防災力の強化のために必要な訓練を実施します。	1 防災訓練に関する事項	臨時情報(巨大
訓練の実施に関する事項は、第2章第4節「津波対策」及び第3	関係機関との連携強化や自主防災組織等地域住民の自助・共助に	地震注意)発表
章 18 節「防災訓練の実施」を <mark>南海トラフ地震に即して</mark> 準用します。	よる地域防災力の強化のために必要な訓練を実施します。	時の対応等を踏
	訓練の実施に関する事項は、第2章第4節「津波対策」及び第3	まえ
第6節 南海トラフ地震に関する教育及び広報	章 18 節「防災訓練の実施」を準用します。	

新(改訂後)	旧(改訂前)	備考欄
1 南海トラフ地震に関する教育及び広報		・ 内閣府の「南海
南海トラフ地震で本市に想定される被害や影響、南海トラフ地震	第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	トラフ巨大地震
臨時情報の種類や取るべき対応など本章「第4節 時間差発生等にお	1 地震防災上必要な教育及び広報	対策検討ワーキ
ける円滑な避難の確保等に関する事項 4 南海トラフ地震臨時情報	防災関係機関、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力	ンググループ」
の内容に応じた防災対応の考え方」を踏まえ、正しい知識の教育及	して、 <mark>地震防災上必要な</mark> 教育及び広報を推進します。	において南海ト
び広報を推進します。		ラフ地震臨時情
(1) 市職員に対する教育		報の周知・広報
市職員に対しては、第3章第17節「防災知識の普及」及び第3		の検証が行わ
章第 18 節「防災訓練の実施」に加え、南海トラフ地震で本市に想	(1) 市職員に対する教育	れ、改善が図ら
定される被害や影響、南海トラフ地震臨時情報の種類や市民・企	市職員に対する教育については、第3章第17節「防災知識の普及」及	れることとなっ
業等が取るべき対応などの教育を行います。	び第3章第18節「防災訓練の実施」を準用します。	ている
さらに、南海トラフ地震臨時情報が発生された際の市の対応に		
ついて、所属ごとに教育を実施します。		
(2) 住民等に対する教育		
住民等に対する教育については、第3章第17節「防災知識の普		
及」及び第3章第18節「防災訓練の実施」に加え、様々な機会を	(2) 住民等に対する教育	
捉えて南海トラフ地震で本市に想定される被害や影響、南海トラ	住民等に対する教育については、第3章第17節「防災知識の普及」及	
フ地震臨時情報の種類や市民・企業等が取るべき対応などの教育	び第3章第18節「防災訓練の実施」を準用します。	
を行います。		
(3) 相談体制の整備		
住民等の南海トラフ地震に関する相談を受ける体制を整備しま		
す。	(3) 相談体制の整備	
【その他計画全体】	住民等の地震対策の実施上の相談を受ける体制を整備します。	
① 章番号・節番号・節名称等を改定案で統一		
② 市災害対策本部組織の名称等を改定案で統一		

市長室 災害対策課 資料2

新(改訂後)	旧(改訂前)	備考欄
	, , , , , , , , , , , , , , , , , ,	